科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 3 年 5 月 1 3 日現在

機関番号: 34315

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2018~2020 課題番号: 18K01321

研究課題名(和文)ジェンダーレス時代における性被害と刑事的規制

研究課題名(英文)gender neutrality in sex offense regulations

研究代表者

嘉門 優 (kamon, yu)

立命館大学・法学部・教授

研究者番号:40407169

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文):本研究は、性犯罪規定のさらなる見直しに向けて、日本の性犯罪規定が持つ問題点の検証、判例実務の分析を中心に、理論的で実証的な研究を行うことを目指した。理論的な観点からは、これまでの日本における学説の整理、さらに、現在の実務における「暴行・脅迫、抗拒不能要件」の理解を把握するために、裁判例の分析を行った。実証的な観点からは、現在の性被害状況の把握のために、相談センターへの訪問、実務家への意見聴取も行った。また、海外の調査活動としては、韓国、台湾、ドイツを中心に行い、比較法的な見地からの問題分析にも努めた。以上の研究内容は、学会での報告や論文執筆、さらに一般向けとしてネット記事を公表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義 裁判例を分析すると、条文を柔軟に解釈することによって、性犯罪被害をより広く把握することが行われてきた と言えるが、その判断基準は明確だとは言い難い状況にある。ただし、その問題を解決するに当たって、暴行・ 脅迫 / 抗拒不能といった要件を撤廃するという改正が適切かどうかについては疑問の余地がある。他の国の法規 定との比較を踏まえて、性犯罪被害を条文からより理解しやすくすることで、被害者が二次被害を受けることの ないような規定の整備が急務となる。

研究成果の概要(英文): In view of the efforts to reconsider sex crime regulations, this research aims to conduct a theoretical and empirical exploration, focused on an inspection of the problematic elements of Japanese sex crime regulations and an analysis of judicial precedents and practices. Using a theoretical perspective, the author recapitulates theories proffered in Japan thus far, and then carries out an analysis of case law to gain an understanding of assault/menacing behavior and the requisite inability to resist in current legal practice. In empirical terms, the author visited rape crisis centers and interviewed practitioners in the field. Additionally, the author also carried out surveys overseas, focused on South Korea, Taiwan, and Germany, and endeavored to conduct a problem analysis from a comparative law standpoint. The above research has been disseminated through reports provided at academic conferences, through published articles, and through Internet postings for the general public.

研究分野: 刑法

キーワード: 性犯罪 暴行・脅迫 抗拒不能 ドイツ 不同意性交等 強制性交等 強制わいせつ

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1.研究開始当初の背景

2017 年に刑法典の性犯罪規定が大きく改正され、強姦罪は強制性交等罪となり、監護者性交 等罪が新設されることとなった。ただし、この改正をめぐっては、改正法成立以前より、研究者 から批判的な見解が示されてきた(たとえば、浅田和茂「性犯罪規定改正案にいたる経緯と当面 の私見」犯罪と刑罰 26 号(2016年)1 頁) 政府は、そのような状況に鑑み、本改正法の附則に、 法律の施行後3年を目処とした見直しの必要性を明示した。そのため、この3年後の見直しに備 えて、改正の問題点を洗い出し、その解決に当たって参照しうる研究成果を示すことが必要とな る。このような問題は国際的に見ても同じ状況であり、とくに研究代表者がこれまで比較法の対 象としてきたドイツにおいても、2016 年に性犯罪が大幅に改正され、暴行・脅迫要件が緩和さ れ、驚愕を利用した類型の導入、セクハラといった軽微な性的侵害も処罰対象とされるに至って いる(深町晋也「ドイツにおける 2016 年性刑法改正について」法律時報 89 巻 9 号 (2017 年) 96 頁以下)。こういった性犯罪の新たな類型の犯罪化、重罰化は、国際的な潮流だといってよく、 具体的には、とくに、被害者・行為者のジェンダーレス化、暴行・脅迫要件の撤廃、児童保護の 拡大が叫ばれている。ただし、こういった被害者保護の要請自体は正当であるとしても、密室で 行われることの多い性犯罪の認定に当たっては虚偽告訴による冤罪の危険性が常に付きまとう ことから慎重な検討が必要である。加えて、社会における性的コミュニケーションのあり方への 介入という観点から、国家による国民に対する重大な自由侵害の危険性も存在するため、比較法 も踏まえた理論的検討が急務となる。

2.研究の目的

本研究の目的は、 3年後の見直しに備えた改正法の見直し、 ジェンダーレス化時代における新たな性被害の実態把握と、それを踏まえた今後の運用のあり方を検討することである。とくに、研究代表者の専門である実体法的な問題に焦点を当て、3年後の見直しだけではなく、長期的な改革を視野に、現在の性的被害の実質の把握とその適切な対応を提案することを目指す。そのために、)性的被害の実情の解明を前提に、)ジェンダーレス化時代における性的自由のあり方と、刑法の適切な介入を追究する。さらに、)意思に反する性犯罪からの被害者保護という点について、社会における性的コミュニケーションのあり方を踏まえた性犯罪規定の検討を行う。

3.研究の方法

まず、2017 年改正の問題点と再改正すべき点を検討する。そのために、前述のような判例分析と事案の類型化を、強制性交等罪、準強制性交等罪を中心に行うこととする。これにより、現状の判例における性的被害、ならびに、被害者の抵抗困難性の内実が明らかになることが期待される。このような現状理解を踏まえて、改正が実務に与える影響を分析し、改正の妥当性について批判的に検討する。

その批判を踏まえて、次に、解釈の指針という観点から、ジェンダーレス化時代における新たな性被害の実態把握と、それを踏まえた今後の運用のあり方を検討する。そのために、実務家の協力のもと、日本における性的被害の現状を把握し、さらに、国際的な性犯罪規制状況の調査(とくに、改正がなされたばかりのドイツ)を行う。

4. 研究成果

(1)暴行・脅迫/抗拒不能要件について

まず、ドイツにおける 2016 年の性犯罪改正の内容や、国際的な性犯罪の厳罰化議論の高まりについて紹介し、日本における 3 年後の性犯罪規定見直しに向けて、国内の性犯罪をめぐる問題状況、ならびに、不同意性交等罪の導入の是非について、研究を進めた。その内容については、著書(『法益論 刑法における意義と役割』(成文堂、2019 年))を公刊した。この著書に収録した論文では、とくにドイツとの比較を通じて、不同意性交等罪の是非をめぐる議論状況や、未成年者に対する性犯罪のあり方など、現行刑法の問題点を検討した。また、強制わいせつ罪におけるわいせつ概念についての判例分析を行った。

さらに、この研究を踏まえて、2019 年度には、性犯罪改正の見直しを見越して「性犯罪規定の見直しに向けて 不同意性交等罪の導入に対する疑問 」と題する論文を公表した。この論文では、ドイツにおける議論状況を踏まえて、暴行脅迫要件の廃止論に対する反対意見を表明したが、とくに、No means no モデルや Yes means yes モデルの是非について検討し、いずれも問題を抱えていることを主張した。また、改正に向けて、反抗意思を発することのできない被害者の実態把握、そういった被害実態を条文上、どのように明文化するかの検討が急務であることを指摘した。

以上のような研究成果を踏まえて、最終年度である 2020 年度は、刑法における性犯罪改正に関する議論が法務省の検討会において進められていることを踏まえて、研究者と実務家との共同研究を主催した。この共同研究では、現在の日本の議論状況の整理、判例実務の分析、海外の規定との比較、立法案の検討を行った。なかでも、暴行・脅迫要件ならびに抗拒不能要件が日本の規定においてどのような役割を果たしているのか、これらの要件に加えてどのような要件を明文化すべきなのか、過失規定を導入すべきか、法定刑の在り方などについて具体的な調査・検討を共同で行い、その結果を学会で報告した。

(2)調査活動

性犯罪被害の実態を調査するため、京都において性犯罪被害者の相談を受け付けている「京都 SARA(京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター)」において、最近の性犯罪相談の状況について相談員の方にヒアリングを行った。さらに、龍谷大学犯罪学研究センターにおける性犯罪研究プロジェクトに参加し、そこで招聘された趙炳宣教授による韓国における性犯罪の状況報告、さらに、Renzikowski 教授によるドイツにおける性犯罪改正の報告、Zimmermann 教授による Stealthing に関する報告を受け、海外の情報収集に努めた。2019 年度には、さらに、アジアにおける性犯罪実務の調査に力を入れることとし、国立台湾大学とのシンポジウムを、龍谷大学犯罪学研究センターの協力のもとで開催し、強制性交等罪・準強制性交等罪に関して「暴行・脅迫 / 抗拒不能要件について」と題する報告を行った。台湾側からは、国立台湾大学の研究者から、台湾の性犯罪実務の状況について報告を受け、裁判から実務状況についてヒアリングを行った(さらに、2020 年 2 月に韓国での調査も予定していたが、残念ながら、新型コロナの影響により中止した)。中国の性犯罪の状況についても、立命館大学に留学している院生を通じて、2020年 12 月の法改正状況について調査を行った。

(3)講演活動そのほか

2018 年 7 月には、衆議院第一議員会館において、刑事法(性犯罪改正)PT(立憲民主党)の 依頼を受けて、地位・関係性に乗じた性的行為について報告を行った。また、日弁連の刑事弁護 実務委員会の依頼により、2019 年 12 月に、性犯罪に関する改正の問題点について報告し、実務 家との意見交換を行った。さらに、性犯罪に対する社会的な関心の高まりを受けて、一般の方向けに論点をわかりやすく解説する活動にも積極的に関与した。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件(うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件)

1 . 著者名	4.巻
嘉門 優	66
2.論文標題 同居の実子であるAの抗拒不能の状態に乗じて性交をした被告人に対して無罪を言い渡した原判決を破棄し て有罪とした事例	5.発行年 2020年
3 . 雑誌名	6.最初と最後の頁
刑事法ジャーナル	115-121
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
1 . 著者名	4 . 巻
嘉門 優	387=388
2.論文標題	5.発行年
性犯罪規定の見直しに向けて 不同意性交等罪の導入に対する疑問	2020年
3.雑誌名 立命館法学	6.最初と最後の頁 52-72
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著
1 . 著者名	4.巻
嘉門 優	60
2.論文標題	5 . 発行年
日本におけるハラスメントの法規制 セクハラに対する処罰のあり方について	2019年
3 . 雑誌名	6.最初と最後の頁
刑事法ジャーナル	25-30
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
1 . 著者名	4 . 巻
嘉門 優	24
2.論文標題	5 . 発行年
性同一性障害と診断を受けた者の胸部を触った行為に対して迷惑防止条例違反の罪が成立するとされた事例	2019年
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
新判例解説Watch	161-164
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-

[学会発表] 計3件(うち招待講演 1件/うち国際学会 0件)	
1 . 発表者名 嘉門優、半田靖史、樋口亮介、島岡まな 	
2.発表標題 暴行・脅迫 / 抗拒不能要件について 性犯罪改正に向けて	
3.学会等名 日本刑法学会関西部会冬期例会 (招待講演)	
4 . 発表年 2021年	
1.発表者名 嘉門 優	
2.発表標題 暴行・脅迫 / 抗拒不能要件について	
3.学会等名 第1回台湾・日本刑事法シンポジウム 台湾・日本における性犯罪の現在	
4 . 発表年 2019年	
1.発表者名 嘉門 優	
2.発表標題性犯罪に関する刑法改正への評価及び今後のあるべき立法	
3.学会等名 日弁連刑事弁護センター 2019年度刑事弁護実務研究会	
4.発表年 2019年	
_ 〔図書〕 計1件	
1.著者名 嘉門 優	4 . 発行年 2019年
2. 出版社成文堂	5.総ページ数 ³⁰⁸
3.書名 法益論	

〔産業財産権〕

•	-	_	/11-	`
	-	711	他	- 1
ι	_	v	1113	J

弁護士ドットコムによるインタビュー記事	「『不同意性交等罪』導入で被害者の負担は増える?	セカンドレイプの懸念、立命館・嘉門教授に聞く」(2021/0	1)

6.研究組織

_ (
	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7 . 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
大门则九伯丁国	1다 구기 에 건 1였(天)